

一般廃棄物収集運搬業許可証

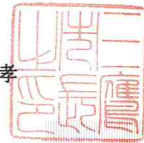
住 所 (所在地) 東京都三鷹市野崎二丁目8番1号
氏 名 (名 称) 有限会社 屋満登興業
(代表者氏名) 代表取締役 佐藤 圭一

令和6年3月6日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和 6 年 3 月 26 日

三 鷹 市 長 河 村 孝

記



1 取り扱う廃棄物の種類 事業系一般廃棄物 (紙くず、木くず、厨芥、繊維くず、食品系廃棄物)

2 事業の区分 収集・運搬 (保管・積替えを除く。)

3 作業場所 三鷹市の行政区域内
(許可申請書に添付の「作業場所(排出事業所)」に限る。)4 運搬先 クリーンプラザふじみ
ただし、食品系廃棄物にあっては、バイオエナジー株式会社 城南島食品リサイクル施設、株式会社アルフォ 城南島第2飼料化センター

5 有効期間 令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日まで

6 許可の条件 次頁のとおり

7 変更の状況

届出日	変更内容	変更日	確認印

次頁につづく

前頁のつづき

届出日	変更内容	変更日	確認印

許可の条件

- 食品系廃棄物の搬出量は、事前に本市に提出した事業計画書の数量の範囲内とする。
- 食品系廃棄物の搬出方法は専用車両を使用すること。
- 再生可能な古紙類を「クリーンプラザふじみ」に搬入してはならない。
- 業務に使用する車両は、許可登録された車両とすること (塵芥車5台、冷蔵冷凍車1台)。
- 運搬先が「クリーンプラザふじみ」のものについては、他のごみ (産業廃棄物のごみ、許可区域外のごみ、焼却不燃物等) を搬入してはならない。
- 収集運搬料金にあっては、「三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に定める手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。ただし、食品系廃棄物は除く。
- 作業にあっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」及びその他の関係法令等の規定を遵守するとともに、生活環境保全等の目的達成のため、本市の指示に従うこと。
- 排出事業者と協力して廃棄物の資源化及び減量化に努めること。
- 申請時の内容に変更が生じた場合、変更の届けを速やかに提出すること。
- 一般廃棄物処理業務実績報告書(様式第24号)を毎月10日までに提出すること。
- この許可によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡しないこと。
- 収集・運搬にあたっては、交通の妨害や地域住民に迷惑のかからないよう細心の注意を払うこと。
- 許可条件及び市の指示に違反した場合、許可の取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

この許可について不服があるときは、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三鷹市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この許可については、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、三鷹市を被告として (訴訟において三鷹市を代表する者は三鷹市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。